

# ベトナムにおいて OI モデル契約書 ver2.0 共同研究開発契約書（新素 材編、AI 編）を活用するに際して の留意点



長島・大野・常松法律事務所  
ハノイ・オフィス

Ngoc Hoang  
Associate 弁護士

長島・大野・常松法律事務所は、世界7か所に拠点を有し、国内外での豊富な経験・実績を有する日本有数の総合法律事務所である。Hoang氏は、ベトナムの会社法および商法において幅広い経験を有する弁護士であり、弁護士としても登録している。2015年から長島・大野・常松法律事務所ハノイ・オフィスに入所し、外国人投資家や外国の契約者がベトナムでの企業設立や事業運営上の問題に対する解決を支援している。

## 【概要】

ベトナム科学技術省は、共同科学研究および技術開発に関するサンプル契約書<sup>1</sup>を公開しているが、民間部門の関係者が、それらの契約書の様式を使用することは義務とはされていない。新素材およびAIに関するモデル契約書には、ベトナム法に反する条項や禁止される条項は含まれていないが、一部の条項は、ベトナムでは完全にまたは効果的に実施できない場合がある。

## 【詳細及び留意点】

一般に、研究開発契約は、民法および商法の規定が適用される。しかし、知的財産権に関しては知的財産法、技術移転に関しては技術移転法、個人情報保護に関しては個人情報保護に関する政令（政令13号、13/2023/ND-CP）が適用される。

### 1. 新素材に関する研究開発契約書

#### 1-1. 技術移転

<sup>1</sup> <https://www.most.gov.vn/vn/Pages/ChiTietVanBan.aspx?viD=28294&TypeVB=1>（ベトナム語）

ベトナム技術移転法第 2 条では、「技術」を「資源を製品にするための道具および手段の有無にかかわらず、解決方法、工程およびノウハウ」とし、「技術移転」を「技術の所有権の移転、または当該技術を移転する権利を有する当事者から技術を受領する当事者への技術の使用権の移転」と広く定義している。取引が行われたとみなされる地域（すなわち、技術がベトナムの領域内で移転されるか、ベトナムから外国へ移転されるか、またはその逆か）に応じて、技術移転に関する契約が有効とみなされるためには、ベトナムの権限のある州当局に当該契約が登録されなければならない場合がある（技術移転法第 24 条および第 31 条）。保守的な見方をすれば、当事者 A が研究開発の開始前に取得した特許（製品開発目的）について、当事者 B による使用を当事者 A が受諾することは、「技術移転」の定義に該当し、したがって、一方の当事者がベトナムに所在する場合には、当該契約が登録されなければならない。

### 1-2. 第 10 条（税金）

モデル契約書第 10 条では、当事者 B が当事者 A に対して、消費税を除いた研究開発の成果に対する対価の支払いについて言及している。ベトナムで事業を行う、またはベトナムから所得を得る外国の組織および個人に適用される税務義務に関する財務省発行の通達 103/2014/TT-BTC（「通達 103」）にしたがい、外国の請負業者は、付加価値税と法人所得税の両方をカバーする源泉徴収税の対象となる（通達 103、第 5 条）。したがって、当事者 B がベトナムに所在し、当事者 A が海外に所在する場合、当事者 B から当事者 A への支払いは、モデル契約書第 10 条に基づく研究開発成果に対する支払いを含め、それに応じて課税される。そのため、契約書では、ベトナムの税制に即して、消費税の代わりに源泉徴収税の概念を使用することを提案する。

### 1-3. 第 17 条（解除）

モデル契約書第 17 条では、一定の状況下において、当事者は相手方当事者に催告書を送付することなく、契約の全部または一部を直ちに解除することを認めている。同条は、契約の解除や解約に関する通知には言及していない。一方、民法第 423

条および第 428 条では、契約の解除または解約を希望する当事者は、直ちにその旨を相手方に通知することが義務付けられている。この場合、解除・解約当事者は、相手方への通知を怠ったために相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない（民法第 428 条第 2 項）。したがって、研究開発契約の解除または解約を希望する当事者は、契約の解除または解約に関する通知を相手方に直ちに送付することを義務付ける形で、本条を修正することを推奨する。

民法に照らせば、契約の解除は、契約解除を生じさせる一つの事情とみなされる（民法第 422 条）。契約が解除された場合、契約は、締結時から効力を失ったものとみなされ、当事者は、違約金、賠償金、紛争解決に関する合意を除き、合意された義務を履行する必要はない。各当事者は、契約履行中の合理的な費用および財産の保全・開発に要する費用を控除した上で、相手方から受領したものを返還しなければならない（民法第 427 条）。疑義を避けるため、この第 17 条に基づいて契約解除の結果を規定することを提案する。

#### 1-4. 第 20 条（損害賠償および差止命令）

民法および商法に基づき、違反した当事者が損害を被った当事者に支払うべき損害は、当該違反がなければ損害を被った当事者が得たであろう現実の直接的損失および直接的利益である。したがって、モデル契約書第 20 条第 1 項に規定される一般的な損害賠償（弁護士費用の相当額を含む）は、このような計算によって制限されることになる。

#### 1-5. 第 22 条（準拠法）および第 23 条（管轄裁判所）

ベトナムに設立された企業と日本に設立された企業との間の研究開発契約は、民法第 663 条第 2 項の外国要素を有する民事取引に関する条件（すなわち、少なくとも一方が外国の個人または法人であること）を満たす。研究開発契約の主題はいずれも、ベトナム法にのみ準拠しなければならない取引に該当しない。したがって、民法 XXV 章（外国の要素が関与する民事関係に適用される法律）によれば、当事者は、準拠法として外国法（例えば、日本法）を選択することができる

ベトナムと日本は、民事における相互法的支援に関する協定をまだ締結していないため、日本の裁判所が下した判決を承認する仕組みは、まだ形成されていない。これまでのところ、韓国、米国、シンガポールなど一部の国の裁判所の判決が、ベトナムで承認・執行されているが、日本の裁判所の判決が、ベトナムで承認・執行された例はない。

ベトナムは、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約（New York Convention on Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards）に加盟しているため、理論的には、外国の仲裁裁判所が下した判断はベトナムで承認・執行されるが、現実には、外国の仲裁判断の承認と執行は、ベトナムではまだ効果的に実施されていないと言われている。ベトナムの裁判所は、様々な理由（例えば、仲裁廷が仲裁廷の手にしたがつて送達されるべき当事者に適切に文書を送達しなかった、または、いったん承認された裁定がベトナム法の基本原則に反するなど）により、外国の仲裁裁定の承認を拒否することがある。

## 1-6. 言語条項

使用言語に関する法的規制がない場合、契約書がベトナム語と外国語の両方で書かれている場合、当事者は、ベトナム語版と外国語版のどちらを優先させるかを自由に選択することができる。ただし、裁判所や国家当局が使用し、承認する公用語はベトナム語のみである。

## 2. AI 編に関する研究開発契約書

新素材編について述べた上記コメントに加え、AI 編について、以下のコメントがある。

### 2-1. 第 2 条第 15 号（個人情報の定義）

ベトナム政府は、個人情報保護に関する政令 13/2023/ND-CP（以下、「政令 13 号」という。）を制定した。政令 13 号に規定される「個人データ」の定義は、日本の個人情報保護法に規定される「個人情報」の定義と実質的に類似しているが、いくつかの相違点がある。例えば、銀行口座の詳細や位置情報は、政令 13 号では

機微（センシティブ）個人情報とみなされる。また、政令 13 号では、仮名個人情報や匿名個人情報という概念には言及しておらず、一般的には「特定の個人に関連するその他の情報または特定の個人を識別するのに役立つ情報」を指す。政令 13 号は、ベトナム国民の所在地に関係なく、すべてのベトナム国民の個人情報を保護することを目的としているため、研究開発契約（AI）の当事者は、データ主体がベトナム国民である場合、所在地に関係なく、この点を考慮する必要がある。

## 2-2. 第 16 条（個人情報の提供）

ベトナム国民の個人データを収集、提供、処理するにあたり、両当事者は、個人データの処理についてデータ主体に通知し同意を得る義務、ベトナムから海外への個人データの移転について公安省に通知する義務など、政令 13 号の様々な関連法規を遵守しなければならない。モデル契約書第 16 条は、個人データ処理者である当事者 A は、共同研究開発に関連するいかなるトラブルに対しても責任を負わないと規定しているが、当事者 A は、個人データの処理活動によって生じた損害について、データ主体に対して責任を負わなければならないという暗黙の了解が生じる（政令 13 号第 39 条）。

## 3. 留意事項

当事者 A が研究開発契約を締結する前に既に取得していた新素材に関する特許を当事者 B が使用することを受け入れることが、技術移転法の適用範囲に含まれる場合、研究開発契約が有効となるためには、当該契約が必要な内容を含み、かつベトナムの管轄当局に当該契約が登録されなければならないことに留意する必要がある（技術移転法第 23 条、第 31 条）。

### 【ソース】

・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ Civil Code (民法)

<https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=183188>

(ベトナム語)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585381> (英語)

- ・ Commercial Law (商法)

[https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?i](https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=18140)

[temid=18140](https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=18140) (ベトナム語)

[https://www.wto.org/english/thewto\\_e/acc\\_e/vnm\\_e/wtaccvnm43\\_leg\\_11.pdf](https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/vnm_e/wtaccvnm43_leg_11.pdf) (英語)

- ・ Intellectual Property Law (知的財産法)

<https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn003en.pdf> (英語)

[https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn156en\\_1.pdf](https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn156en_1.pdf) (英語)

[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/059/materials/lqgpft000005lvu-att/intellectual\\_property\\_law\\_2022.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/059/materials/lqgpft000005lvu-att/intellectual_property_law_2022.pdf) (日本語)

- ・ Law on Technology Transfer (技術移転法)

<https://www.most.gov.vn/en/Pages/Detaildocument.aspx?vID=45> (英語)

- ・ Decree 13/2023/ND-CP on personal data protection (個人情報保護に関する政令、政令 13 号)

[https://eurochamvn.org/wp-content/uploads/2023/02/Decree-13-2023-PDPD\\_EN\\_clean.pdf](https://eurochamvn.org/wp-content/uploads/2023/02/Decree-13-2023-PDPD_EN_clean.pdf) (英語)

- ・ Circular 103/2014/TT-BTC on the tax obligations applicable to foreign organizations and individuals doing business in Vietnam or generating income in Vietnam (ベトナムで事業を行う、またはベトナムから所得を得る外国の組織および個人に適用される税務義務に関する財務省発行の通達、通達 103)

<https://english.haiquanonline.com.vn/12.docs> (英語)

・ Database of the Ministry of Justice on recognition and enforcement of foreign judgements and awards (外国判決・裁定の承認と執行に関する法務省のデータベース)

[https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5SI\\_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi\\_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM](https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5SI_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM) (ベトナム語)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)